

# 2期(令和3年度以降)の減災対策協議会での取り組み

- 令和2年9月14日に4河川の流域治水プロジェクト協議会が設立され、あらゆる関係者により流域全体の水害を軽減させる「流域治水」を推進することになりました。
- そのため、これまで減災対策協議会で取り組んできたハード対策の取り組みは、流域治水プロジェクト協議会で今後取り扱うこととなります。
- よって、**減災対策協議会で令和3年度以降取り組む内容は、避難計画・防災教育・水防体制の充実など、「避難・水防対策」を重点としたソフト対策の取り組みとなります。**

